

平成30年
8月から

◆ 65歳以上で現役世代並みの所得がある方は、
介護保険サービスの利用者負担の割合が3割になります。

利用者負担の割合が3割になる方

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が単身の場合340万円以上、2人以上いる世帯の場合463万円以上の方は、サービスを利用した際の負担割合が3割になります。

<利用者負担の決め方>

利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の方の所得により決まります。



※1 合計所得金額とは…年金収入、給与収入、事業収入などから
公的年金控除、給与所得控除、必要経費を控除した金額です。
土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得
および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

※2 その他の合計所得金額とは…※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額です。

<その他>

- 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）、生活保護受給者は、1割負担となります。
- 被保険者自身（本人）が住民税非課税の場合は、1割負担となります。
- 所得更正、世帯内の65歳以上の方の転出・死亡等で負担割合が変更される場合があります。
負担割合が変更される場合は、新しい負担割合証が発行されます。

◆負担割合証とは？

要介護・要支援認定を受けている方に、利用者負担が1～3割と書かれた「介護保険負担割合証」を交付します。（申請の手続きは、必要ありません。）

介護サービスを利用するときに、「介護保険被保険者証」（オレンジ色）と一緒に、「介護保険負担割合証」（ピンク色）を提示してください。

※負担割合証は、毎年7月中に、前年の所得に応じて算定し、交付します。

（要介護・要支援認定を持っている方のみ交付）

※適用期間：1年間 8月1日（または要介護認定の新規申請日）～翌年7月31日

Q & A

Q1 負担割合を算定するために、申請は必要なのか？

A1 申請は不要です。毎年7月頃に、前年の所得に応じて算出します。

Q2 負担割合証は、なぜ8/1～翌年7/31までの期間になるのか？

A2 判定に用いる所得は、住民税で用いる前年所得に係るデータであるため、この前年所得の確定時期等を踏まえて設定しています。

Q3 オレンジ色の介護の保険証（介護保険被保険者証）とどう違うのか？

A3 介護の保険証は、要介護度を示す証です。認定の申請時期や要介護度に応じて、個人ごとに認定の有効期間が異なります。

Q4 住民税の所得更正により所得が変動した場合には、どうなるのか？

A4 所得は年度を通じた概念であるため、直近の8月まで遡って負担割合を変更します。

Q5 家族・介護サービス事業者等から、電話で個人の負担割合に関する問い合わせをした場合、教えてもらえるのか。

A5 個人情報保護等の観点から、電話での問い合わせには回答しません。負担割合証で確認してください。

Q6 負担割合証をなくした場合、再発行ができるのか？

A6 再発行申請書に記入・押印し、提出してください。申請者（家族）が同じ住所地の場合は、申請者の身分証の確認後、窓口交付します。違う住所地の場合は、郵送します。